

国東半島宇佐地域世界農業遺産シンボルマーク使用基準

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）において作成した国東半島宇佐地域世界農業遺産シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおりシンボルマークの使用基準を定める。

（シンボルマークの目的）

第1条 シンボルマークは、国東半島宇佐地域世界農業遺産のシンボルとして製作物、媒体等に広く使用することにより、その認知度を高めるとともに、世界農業遺産に認定された「国東半島宇佐地域」の農林水産循環システムを未来へ継承することを目的とする。

（使用の申請）

第2条 シンボルマークを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める申請先（以下「事務局等」という。）に申請して、協議会の承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道目的で使用する場合は、この限りでない。

（1）協議会を構成する市町村の区域内に住所又は所在地を有する場合 住所又は所在地のある市町村の担当課

（2）前号に掲げる場合以外の場合 協議会事務局

2 申請者は、あらかじめ国東半島宇佐地域世界農業遺産シンボルマーク使用申請書（様式第1号）に使用デザイン案及び事業内容がわかる資料を添えて事務局等に提出するものとする。

（承認基準）

第3条 協議会は、前条の使用の申請が次のいずれかに該当すると認める場合を除き、シンボルマークの使用を承認するものとする。

（1）国東半島宇佐地域世界農業遺産のイメージ及び価値を害するおそれがある場合

（2）生物多様性を損なうおそれがある場合

（3）特定の政治活動や宗教活動を助長するおそれがある場合

（4）法令や公序良俗に反している場合

（5）申請者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合

（6）前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定するシンボルマークの目的に反している場合

（使用期限）

第4条 シンボルマークの使用許可期間は、承認日から起算して3年以内とし、使用許可期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

2 シンボルマークの使用の範囲が第5条第3号（応援商品）に該当する場合には、前項の規定は適用せず、使用許可期間を定めないものとする。

（使用の範囲）

第5条 シンボルマークの使用は次の範囲とし、使用に当たっては国東半島宇佐地域世界農業遺産の価値を高めるよう努めるものとする。

- （1）国東半島宇佐地域世界農業遺産の農林漁業や農業上の土地利用、生物資源（農林水産物を除く。）、自然景観、伝統的な技術、文化、祭礼及び儀礼などに関するもの並びにそれらの維持・保全・普及に資する取組に関する標識、看板、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、横断幕、のぼり旗、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、名刺その他の媒体
- （2）第1条の目的に沿って活用すると認められるものの名刺、ポスター、ホームページ、社内報、広報誌、封筒、はっぴ、ステッカーその他の媒体
- （3）前2号に定めるもののほか、第1条の目的に沿って国東半島宇佐地域世界農業遺産を応援するものと認められる農林水産物等の商品

（使用の交付）

第6条 事務局等は、協議会の承認があった場合には、申請者に国東半島宇佐地域世界農業遺産シンボルマーク使用承認書を交付する。

（デザイン）

第7条 シンボルマークのデザインは、国東半島宇佐地域世界農業遺産デザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づくものとする。

（メッセージの付記等）

第8条 第3条の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、第5条第1号及び第2号の使用に当たっては、第1条に規定するシンボルマークの目的に沿ったメッセージを付記するよう努めるものとし、第5条第3号の使用に当たっては、「私たちは国東半島宇佐地域世界農業遺産を応援しています。」旨のメッセージを付記することとする。なお、協議会は使用の承認に当たり、メッセージの付記等の使用条件を付することができるものとする。

（商標登録等）

第9条 使用者は、シンボルマーク並びにシンボルマークを含む商標、模様等について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

（成果物の提出）

第10条 使用者は、シンボルマークを使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）1部を速やかに事務局等に提出するものとする。

（改善の指示）

第 11 条 協議会は、使用者が使用基準、使用条件及びマニュアルを遵守せずにシンボルマークを使用していると認める場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取消し)

第 12 条 協議会は、使用者が前条の改善指示に従わない場合には、シンボルマークの使用承認を取り消すことができる。

(問題への対処)

第 13 条 シンボルマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び協議会を構成する地方公共団体は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに事務局等に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(使用者の責務)

第 14 条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

(その他)

第 15 条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、協議会と使用者が協議する。

附 則

この使用基準は、平成 25 年 11 月 22 日から施行する。

この使用基準は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

この使用基準は、令和 8 年 2 月 16 日から施行する。